

〔講演〕

全国賃貸家協会新聞

発行 全国賃貸家協会事務局
東京都中野区野方一丁目一〇二
(株)耶馬台コーポレーション内
TEL 〇三(3388)7515
FAX 〇三(3388)7513

厳しくなつた新しい物納制度

国土地所 代表取締役 墾 祐二

一、これまでの物納制度の功罪

物納制度が改正されたことによりまして、昨年の平成十八年四月一日以降の相続について変更になりますが、それ以前の申請については従前の制度が適用されます。当時、物納はなかなか収納まで時間がかかるということで、今まだ続けられているものもあります。実際には今年の二月以降の申告につきまして新しい物納の制度が使えるのですが、物納がそもそも最初に名前が出てきたのは以前の不動産バブルの時代です。この時は実際り崩れてくる。特にバブルが崩壊して以降、時価と逆転するようになりましたので、物納の件数が非常に増えていたわけです。

物納制度が改正されることによりまして、昨年の平成十八年四月一日以降の相続について変更になりますが、それ以前の申請については従前の制度が適用されます。当時、物納はなかなか収納まで時間がかかるということで、今まだ続けられているものもあります。実際には今年の二月以降の申告につきまして新しい物納の制度が使えるのですが、物納がそもそも最初に名前が出てきたのは以前の不動産バブルの時代です。この時は実際り崩れてくる。特にバブルが崩壊して以降、時価と逆転するようになりましたので、物納の件数が非常に増えていたわけです。

物納制度というのはそもそもどんな時代から始まつたかと言いますと、元々戦前からあつたのです。経験されている地主さんもおられると思う

ですが、戦後の復興資金を作るために財産税というものがありまして、当時もそういう形で資産の方に一時的に復興資金の支援を仰いで、やはりその時に地主さん方としては現金をお持ちにならないので土地を提供する。つまり物納されたわけです。これは昭和二十三年ごろです。それ以来バブル時代を経て現在に至っています。

私どもが何故物納に詳しくなつたかと言いますと、財産税で国が収納した財産、当時は今みたいに物納条件で、測量しろ、いろいろ利用区分毎に確定しろ、地代が幾らじやなきや取らないとかみたいなことはありませんでした。現況のまま取つていました。それとは別に、いわゆる確定していない土地というのがあります。土地の登記簿といいますか公図を見ますと、番号が付いていない土地いわゆる無地番の土地です。古い公図を見ますと青く塗つてあつたり、赤く塗つてあつたりする

んですが、いわゆる赤地とか青地で、昔で言えば田圃の畦道、畦畔、水路とかです。こう言った確定していない国の財産や財産税で取得した底地などを管理したり処分したりする会社がありまして、実は私は十数年前までそうした会社におりました。当時、収藏する側は、税務署の方が課税徴収をするのですが、実質的に物納として取れるかどうかの判断をするのは国の管理部門である財務局です。財務局の意向によってこれが取れるとか、取れないとかということになりますので、私どもはその財務局と一緒にやっておりましたので、物納を条件整備して行くということが詳しくなつたという次第です。

今回の物納制度の改正がどういうことで起きたかと言いますと、物納制度に対する功罪ということがあります。それには幾つかあります。納税者側に立つて有利な点不利な点、それを上手く使われた方もありますし、逆にそれによって苦しめた方、今現在それが続いている方もあります。競売とか公売という言葉をお聞きになつたことがあると思いますが、競売というのは一般的なことです。競売が実行されると、その土地は

隈 祐二 (くま ゆうじ) 氏 略歴

㈱国土地所代表取締役

一九六二年福岡県生まれ。国土工営隊に勤務し、国有財産のシステムを学び、民有財産の管理処分に活用し、資産の承継対策、納税実務を研究する。一九九六年に独立し、大地主の資産承継対策を手がける一方、貸宅地の管理・処分を行う。

現在の主な業務

- ①貸宅地の管理業務
- ②不動産の権利調整・清算業務
- ③相続税納税における物納条件整備・補完業務

民間の金融機関などが貸付けた金の回収のため不動産を処分することで、公売というものは税金徴収を目的とするもので、地方税、国税に対して滞納した方に対する強制的徴収処分することになります。国税の場合ですと主なものは相続税が多いのですが、地方税の場合ですと固定資産税とか取得税とかです。実は今回もこれが非常に多く出てきています。どうしてかと言いますと、最終的には物納制度に関わって来るのですが、物納は前の制度の時に物納で申請されていない方が前回のバブル以降地価がどんどん下がってきた中でまた上がるのではと思いながら、延納されていない評



合、利子税を払い続ける。ところが、それが払えないで切り売りをしていく。結果的に財産

功罪は幾つかあります。逆に良い使い方をされた方は、これまで不良資産だったものを整理して活用された方です。何時でも換金できるようなものは有利な財産ですから、そういうものは出さないで、非常に処理し難いような財産を出すのですね。

時間を掛けて物納すればいいわけですかをされていても、結果的に整備できない。これが従前の物納制度が変わる要因になつたのですけれども、一旦申請したならば何年経つても結果的に取つてもらえれば、その間例えば一〇年掛かったとしても、利子税は一切掛からない。ましてや土地の評価が下がつたとしても、申請した時点の評

価で収納してもらえますから、何ら不利益がないのですね。これが結果的に却下された場合どうなるかというと、当然一定期間、これが二週間ですからかなり短い間ですけれど、その二週間に差し替え財産ということで代わりの財産を出すことになるんです。ここでまた別の審査をすることになりますが、代わりのものが無ければ延納で延べ払いにするか、または現金で一括払いです。ここで差し替え分が無ければ、仮に一〇年経つていると一〇年間の利子税が掛かってきます。なおかつ、もし当時よりも土地の値段が下がつていれば、一括納付ということになりますから、実質今、課税の実効税率が例えば五割とか六割になった場合、仮に四・八%の利子税が一〇年間で四八%ですから、半分は残ると思ったものがそれを出さないと納税が出来ない事態になります。そんな状況で相続破産が出てきて、今非常に多いんですね。ですから物納制度をもう一度、出口課税の中で最初に申請される時に、十分にチェックをしようというわけです。

功罪は幾つかあります。逆に良い使い方をされた方は、これまで不良資産だったものを整理して活用された方です。何時でも換金できるようなものは有利な財産ですから、そういうものは出さないで、非常に処理し難いような財産を出すのですね。

時間を掛けて物納すればいいわけですかをされていても、結果的に整備できない。これが従前の物納制度が変わる要因になつたのですけれども、一旦申請したならば何年経つても結果的に取つてもらえれば、その間例えば一〇年掛かったとしても、利子税は一切掛からない。ましてや土地の評価が下がつたとしても、申請した時点の評

よつて収めることが出来ないので物納で納付してしまったのですね。これが結果的に却下された場合どうなるかというと、当然一定期間、これが二週間ですからかなり短い間ですけれど、その二週間に差し替え財産ということで代わりの財産を出すことになりますが、代わりのものが無ければ延納で延べ払いにするか、または現金で一括払いです。ここで差し替え分が無ければ、仮に一〇年経つていると一〇年間の利子税が掛かってきます。なおかつ、もし当時よりも土地の値段が下がつていれば、一括納付ということになりますから、実質今、課税の実効税率が例えば五割とか六割になった場合、仮に四・八%の利子税が一〇年間で四八%ですから、半分は残ると思ったものがそれを出さないと納税が出来ない事態になります。そんな状況で相続破産が出てきて、今非常に多いんですね。ですから物納制度をもう一度、出口課税の中で最初に申請される時に、十分にチェックをしようというわけです。

功罪は幾つかあります。逆に良い使い方をされた方は、これまで不良資産だったものを整理して活用された方です。何時でも換金できるようなものは有利な財産ですから、そういうものは出さないで、非常に処理し難いような財産を出すのですね。

時間を掛けて物納すればいいわけですかをされていても、結果的に整備できない。これが従前の物納制度が変わる要因になつたのですけれども、一旦申請したならば何年経つても結果的に取つてもらえれば、その間例えば一〇年掛かったとしても、利子税は一切掛からない。ましてや土地の評価が下がつたとしても、申請した時点の評

よつて収めることが出来ないので物納で納付してしまったのですね。これが結果的に却下された場合どうなるかというと、当然一定期間、これが二週間ですからかなり短い間ですけれど、その二週間に差し替え財産ということで代わりの財産を出すことになりますが、代わりのものが無ければ延納で延べ払いにするか、または現金で一括払いです。ここで差し替え分が無ければ、仮に一〇年経つていると一〇年間の利子税が掛かってきます。なおかつ、もし当時よりも土地の値段が下がつていれば、一括納付ということになりますから、実質今、課税の実効税率が例えば五割とか六割になった場合、仮に四・八%の利子税が一〇年間で四八%ですから、半分は残ると思ったものがそれを出さないと納税が出来ない事態になります。そんな状況で相続破産が出てきて、今非常に多いんですね。ですから物納制度をもう一度、出口課税の中で最初に申請される時に、十分にチェックをしようというわけです。

功罪は幾つかあります。逆に良い使い方をされた方は、これまで不良資産だったものを整理して活用された方です。何時でも換金できるようなものは有利な財産ですから、そういうものは出さないで、非常に処理し難いような財産を出すのですね。

時間を掛けて物納すればいいわけですかをされていても、結果的に整備できない。これが従前の物納制度が変わる要因になつたのですけれども、一旦申請したならば何年経つても結果的に取つてもらえれば、その間例えば一〇年掛かったとしても、利子税は一切掛からない。ましてや土地の評価が下がつたとしても、申請した時点の評

よつて収めることが出来ないので物納で納付してしまったのですね。これが結果的に却下された場合どうなるかというと、当然一定期間、これが二週間ですからかなり短い間ですけれど、その二週間に差し替え財産ということで代わりの財産を出すことになりますが、代わりのものが無ければ延納で延べ払いにするか、または現金で一括払いです。ここで差し替え分が無ければ、仮に一〇年経つていると一〇年間の利子税が掛かってきます。なおかつ、もし当時よりも土地の値段が下がつていれば、一括納付ということになりますから、実質今、課税の実効税率が例えば五割とか六割になった場合、仮に四・八%の利子税が一〇年間で四八%ですから、半分は残ると思ったものがそれを出さないと納税が出来ない事態になります。そんな状況で相続破産が出てきて、今非常に多いんですね。ですから物納制度をもう一度、出口課税の中で最初に申請される時に、十分にチェックをしようというわけです。

功罪は幾つかあります。逆に良い使い方をされた方は、これまで不良資産だったものを整理して活用された方です。何時でも換金できるようなものは有利な財産ですから、そういうものは出さないで、非常に処理し難いような財産を出すのですね。

時間を掛けて物納すればいいわけですかをされていても、結果的に整備できない。これが従前の物納制度が変わる要因になつたのですけれども、一旦申請したならば何年経つても結果的に取つてもらえれば、その間例えば一〇年掛かったとしても、利子税は一切掛からない。ましてや土地の評価が下がつたとしても、申請した時点の評

話のような重加算税のことも含めて、今回やはり改正しなければいけないとなつたわけです。そこで、今まで相続対策として、物納を上手く活用すれば優良資産を持つおれるので、そういう資産に整備していくために、事前に、お持ちになつてある不動産を納税用に分けて、条件を整備して置くとかで乗り切れたようです。しかし、今回の制度改正では非常に大きな点で幾つか変わつて来ております。

二、新しい物納制度の概要と基礎知識

(1) 新しい物納制度のあらまし

先ず入り口の部分で大きく変わつています。本来の納税というものは、金銭納付が原則であり、金額によつて出来ない場合には延払い等の延納によつて納付してもいいですよといふものです。さらに、延納によつても支払えなければ物納もいいですよ、ということが強調される形で「金銭納付を以て納付することが困難な理由書」というものがありました。しかし、その書類による審査が作文によつて簡単に通つたんですね。これが最近では、本当に金銭によつて納付できるかどうか、金銭をどれくらい持つているのかの裏付けが必要です。こうした条件が厳しくなつています。それから、当然アパートとか一番生活の糧にしている財産があつても、本当に延納に分けて払うことが出来るかどうかという審査が厳しくなつています。つまり、申請の際適当に出せないかということですが、新制度では今までには無かつた相続人の固有の財産、つまり現預金とか収益とかを全部含めて考えることになりましたから、物納を取り易くするために、例えばこの間改正になりましたがい

わゆる相続時精算課税制度で先に現金だけを生前に移してしまふと、実際の課税発生は相続時ですから相続まで運用も出来ます。現金等の優良資産を先に相続時精算課税で渡しておけば、相続が発生した際残つてゐる不良資産等の換金が難しいものとか、借地の一定の底地を納税に当てようとすることができたわけです。しかしながら今回は、そもそもその保有財産ということで、精算課税制度で貰つた現金も対象になります。従前に被相続人から貰つた現金という区別はしません。固有の財産というのはここで貰つた現金もありますが、相続人自らが貯蓄した財産だけでなく、例えば近い将来予定されるような退職金等でも含めと考えます。

さてここで、金銭で一括納付できない理由書を

付けるのですけれども、今度はその理由の中に近い将来の支出も記入されることになります。幾つか例示されていますが、特に不動産。物納と言ふと国債とか株とかも考えられ、同族株なんかを田中真紀子さんなどが渡されたりしますけど、ほとんど九九%が土地です。例えば土地を事業として使つてゐる方で、今後アパートを建築する予定の費用。またアパート事業をやつてゐる場合、数年後にリフォームが必要だとか、事業のために空地に建物を建てるという場合は支出として認めます。後は子供さんがいれば学業に掛かる費用、学費とか結婚の費用とかは控除することが出来ます。

①申請期限までに物納申請書に添付して提出が必要な書類

②国決めた物納申請財産で定められた種類の財産で上位からの申請順位によつていること、といふことで良い物から出しなさいといふことです。

③申請書および物納手続き関係書類を期限までに提出すること、ということで審査の対象になつてゐる先に言つた理由書、これが厳しくなつています。

④物納申請財産が物納適格財産であること、で

全体的に変つた部分を抜粋した表がありますので、それに全体的ないわゆる旧制度との比較といふことで、変わつた点を書いております。

(2) 旧い物納制度との比較

以前はこの作文が適当にと言いますか、ある程度好きなように書いてよかつたんですけど、収入の方も曖昧に固有財産はほとんどゼロとか書いてあるのがその必要な書類になりますが、従前これこれを出しますよという物納財産の目録。そ

確定したものが出さないといけませんから、非常に明確になつてきます。ということで、理由を決めている部分もあつて全部ということはないのでしようけれども、一部やはり現金として出さなければいけない状況になりました。このように理由書記載の内容が非常に厳しくなつたことがあります。

(旧)

- ・物納財産目録
- ・所在図（住宅地図）
- ・公図の写し
- ・登記事項証明書（土地・建物）



(新)

- ・所在図（住宅地図）
 - ・公図の写し
 - ・登記事項証明書（土地・建物）
 - ・地積測量図
 - ・境界確認書
 - ・道路明示証
 - * 物納財産賃貸借関係書
 - * 賃貸借契約書写し
 - * 敷金等に関する確認書
 - * 賃借地の境界に関する確認書
 - * 所有権移転に必要な書類一式
 - * 建物等越境がある場合の確認書
 - * 建築基準法道路未接道の場合の隣地通行承諾書
 - * 電柱がある場合は土地使用承諾書の写し
- ▲期限までに物納手続関係書類を提出することができない場合はその都度延長届出書を提出して1回につき3カ月を限度として最長で1年の期限の延長が可能

これから何處にありますよという住宅地図、所在図です。後は公図の写しとそれぞれ登記事項の証明書、いろいろな登記簿謄本です。これだけ出せば、じゃこれから審査になります、ということだつたんですが、これが今は審査期間については三か月、長くとも九か月ということですから、その期間内に審査をしなければならないわけです。そういうことも絡んで今回加わった必要書類としてまずは地積測量図、これは測量しないと出て来ません。境界確認書、道路明示証などいわゆる査定を行わないといけません。または道路区域証明、物納財産賃貸借関係書。貸している場合借り主が誰で、賃料は幾らでという一覧表がありますから、そういうふた書類を書いて頂く。

貸宅地のように貸している財産については賃貸借契約の写し。その貸している物について土地建物の場合、敷金を取るケースもありますから敷金等に関する確認書。貸している所が団地になっている場合、それを貸している土地ですと、その賃貸地の境界に関する確認書。また職権で登記をしますのでそれに必要な書類を出します。

一番多いのは建物等の影響がある場合の確認書です。いろんなケースがありますが、越境物というのは建物等とのことで、埠があります。埠はいろいろ出方があり、自分の境界内に建てる場合、両方の境界なので両方で出し合って中心に造る場合があり、それぞれに応じた形の確認書を取ります。それから、建築基準法道路未接道の場合

の隣地通行承諾書。もし道路に接続していない場合に必要で、なかなか取り辛くなっています。電柱などがあつても敷地内にある場合は土地の使用承諾書の写しを添付するなど期限内に付けて出すわけです。

②審査期間

審査期間は、先ほど言いましたように、従前特に定めがなくて弊害が起きたわけですので、現法では期間を決めて法定化し、申請期限から三ヶ月で許可または却下となります。こうして早くなければ納税者の方も別に納税方法を選択することになります。

これも延長また延長となつて、国側で従来の積み残しがありますから、直ぐには出来ない可能性があります。これも九か月までの延長が可能と国側で決めています。

③物納の再申請等（申請した財産が管理処分不適格と判断され却下される場合）

物納の再申請ですが、申請された財産について当然審査するのですけれども、これが管理・処分に適当かどうかを財務局側で判断します。管理・処分が不適当と見なされた場合は、先ほど言いましたように、一週間以内に差し替えしなければならないわけです。

二週間の差し替えは、従前は何回でも出来たわけで、どんどん悪い財産から出していいで、これでいいかな、これでいいかな、という形で取つてくれたわけです。その結果、不良資産からどんどん取つてもらうことがあって、今回の改正では差し替えについては一回限りで他の財産による物納の再申請ができる、という形になりました。また、延納による金銭納付が困難な理由はないとして物

納が却下された場合は、延納への変更をして下さいということになります。

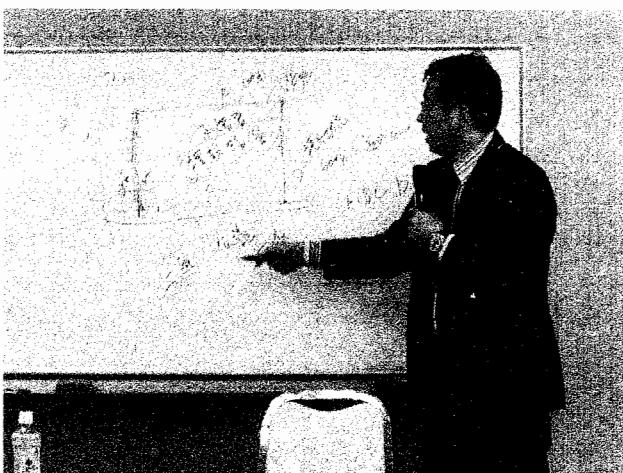
④利子税の納付

それから利子税の納付ということで、今まで何年かかっても利子税がかからなかつたんですね。それが今回は申請して一旦審査が終わつて、それ以後について申請している間は利子税がかかることになります。利子税がここには四・一%と書いてありますけども、これは公定歩合が〇・一%の場合は四・一%ということで、正式な書き方をすれば、国側の決め方としては、利子税は七・三%と先年の十一月三十日の日本銀行が定める基準割引率（公定歩合）プラス四・〇%の金利のいずれか低い方の税率になります。十八年十一月三十日ですと、現在は十八年度の金利が〇・四%ですから、今物納を申請しますと四・四%の利子税になります。この十二月に入りますと金利が変り、今年の金利になります。今多少金利が上昇傾向にありますから、多分来年度以降はもつと上がると思いますが、十二月以降につきましてはプラス〇・七五%ですから四・七五%になります。物納を却下されている姿勢になりますと、例えば、貸宅地等がもしお持ちになっている主な収益の財産ですと、貸宅地の場合収益率は一%から精々良くても三%位でしようから、当然利息も払うのも非常に厳しくなるという状況になるかと思います。

物納に関する利子税の負担が新しい法律によつて増えたのですが、それ以外に元々かかっていた費用として、物納に当てる財産を整備したり、必要書類を作つたりする費用があります。例えば、土地の場合ですと測量費。これも道路の確定測量

からやりますと、非常に多額なものになりますが、こういったものも相続税としての控除はなく、自己負担になります。

ですから、よくやるのは、こうしたものを持ちもつて整備するということで、こうした費用については例えば賃料収入があるものについては管理費の中で控除します。生前中に測量をして管理費として落としておおくことが出来ると思いますが、相続発生後には費用としてお出しにならないことがあります。



印します。後は分割するものは別として、納稅財産、例えば土地で物納する場合、納稅の部分を、共有財産の一部は取りませんが、全部は物納としては適格ですから取ります。そしてこの話とは別ですが、例えば三名で一億という納稅額があるとすれば、先ずはそれぞれが納稅すべき金額に見合う財産をもらいます。税金分をという形ですね。そうすれば納稅に対するリスクはなくなると思います。一番単純な形にしましよう。仮にこのBの方は現金を取得します。一寸極端な話ですが、Cの方は株ですと、こちらのDの方は不動産土地です。仮にDの方、これまで社会的にはこういうのは余り出ていなかつたと思うんですけども、納稅に失敗しました。結果的に物納が却下され、自分の財産だけでは足りない場合、この不動産納稅に見合わなくなりました。公売しました。財産が納稅に見合わらず、全部財産を処分したとしても納稅額が間に合いませんでした。不足分が残ります。貰つた財産を全部出したわけですから、もうこれで終わりかなと思った。ところが違うんですね。足りない不足分についてはBとCの連帶して相続した兄弟にも連帶義務があるので。その連帶義務が何處まで及ぶかと言えば、この件はもう一〇年二〇年と経っています。利息が付きます。下手すると延滞になつていればそれを含めて。ですから今公売が東京都では大体毎月やっています。必ず見るのがその中に相続人さんがいて多い方ですと大体一〇億、二〇億。内訳は元本が一〇億で利息が七億です。従前はこれが完全にこういう形に

NPO

事業再生研究会

首都圏事業再生支援センターセミナーのご案内**事業者の事業者による事業者のための経営術****第1部**

13:00-14:20

「私の倒産経験**そして、再起への道のり」****～再建途上企業家が実体験を語る～**

木村 浩一郎

担当顧問税理士・CTP(認定事業再生士)

向山 裕純

第2部

14:40-16:00

「変わる金融システムと**事業再生の動向」****～事業再生の実務～**

講師：立川 昭吾

株式会社 TSK プランニング 代表取締役

日本ターンアラウンド・マネージメント協会(TMA)

東京商工会議所 本部 経済法規委員・東京商工會議所

新宿支部 評議委員・中小企業相談センター エキスパート員

有限責任中間法人 日本事業再生士協会理事

CTP(認定事業再生士)

平成20年1月23日(水) 13:00～16:20**個別相談会【無料】16:00～16:20**

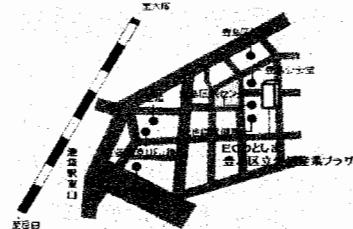
場所：豊島区東池袋1-20-15

生活産業プラザ8階 多目的ホール

参加人数：60名 限定

参加費用：5000円 / 1名

NPO本部TEL：03-5957-3786

**FAXセミナー予約申込書****住所****会社名****参加者名****参加人数** 名 TEL.**FAX.****FAX: 03(3985)8701**

なられる方が少なかつたんで、ありませんが、こういった形で連帯納付金の納付人があります。この辺は自分の主張だけで分割すると、確かに一時的に取得したと喜んでいる方もあるかと思うのですが、実質的には連帯義務ということで自分に返ってくることがあるので、分割する時十分ご注意頂ければと思います。

⑤特定物納制度の創設
これまで延納から物納へという特例物納があ

りました。地価がどんどん上がった弊害として評価換えを行い評価が上がった時に、これでは合わないということでかなり延納して結果的に破綻する方が増えることがありました。その時は一時的な时限立法ということで延納から物納へ転換できました。それ以外は従前は原則として出来ませんでした。今回は基本的に延納からという事で出来るだけ現金納付が望ましいということです。出来

るだけ物納を減らしたいということがありますから、審査が非常に厳しくて、物納よりは延納で分割払い残して欲しいということですから、今までは現金で払った残りのものは物納で入れていたのですが、できるだけ延納にし、現金納付とし、月々三万でも五万でも少しづつでもいいことになります。多分税理士さんが付いていたら指導されると思いますが、一応延納を選択するようになりますから、そうするともう払えなくなつたらもうアウトなんですね。切り売りするなりいろんなことをしてあげなければいけないんと思うんですけども、そのために今回は延納から物納も出来ますよということにこれから大きく変ります。これが今回、従前は特例物納だったんですけれども、特定物納というのを作りました。

さらに評価の仕方が變つております。先ず、特定の物納の出来る金額は、それまで当然何年間か分割して払つたわけですから、払つた残りの額に對して物納することはできます。それが延納許可を受けた相続税額について、その後延納条件を履行することが困難となつた場合です。分納期限未到来の税額部分についてですが、延納の場合最長延納二〇年です。半分一〇年を超えるともう特定物納はできないことになると思ひます。

大きく違うのは収納価格ということで、特定物納申請時の価格ですから、従前の物納制度は申請時の評価のままですが、この場合の評価は特定物の申請時ですから、延納がどうも難しいということになつて、三年後にこの特定物納の申請をしますと、その二年後に申告した評価ということになります。ですから評価が上がっていれば高い評価で取つてもらえることになるんですが、下がつてれば下がつた評価ということでリスクが生じま

す。当然、これは当初のプラスαということで、物納財産を納付するまでの期間に対して、当初の延納条件による利子税は金銭で納付することが必要になります。この利子税につきましては先ほどと同じ按配なわけです。

⑥金銭納付を困難とする理由

最初にお話しましたように「これは大きな問題なのです」が、金銭納付を困難とする理由の強化です。今まで簡単な作文をすればよかったです。ですが、理由書の内容についての確認強化とは一定の相続財産については明白ですが、固有の財産につ

いても通帳等を出すことになります。相続の場合簡単に税務調査が出来ますから、更にもっと財産があるかどうか、従前の例えれば精算課税等を活用する場合、以前何時もったとか、ある一定の年収では源泉徴収なんかも出さないといけませんから、どれだけ収入があつたかということも分りますので、そこから税務署が追いかけて来ることになります。

ですから、固有の財産につきましては相続前に対策のための対策が必要かと思います。

(次号へ続く)

借家権の譲渡・転貸について

協会専務理事・本紙編集長 宮地忠継

借地借家法の研究、借家法に入つて四回目になりました。今回は借家権の譲渡・転貸について考えてみましょう。そもそも借家といふものは、あるいは貸家といふものは、一定の建物を「あなたに貸しますよ」と言って特定の「あなた」に貸すわけですから、この「あなた」が勝手に代わることなどありません。その意味を込めて、民法六一二条は次のように言っています。「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、または賃借物を転貸することができない。」そして「賃借人がこれに反した場合は、賃貸人は契約の解除をすることができる。」これが基本です。つまり、大家の了解を得ていかない賃借権の無断譲渡や無断転貸は大家は契約の解除ができます。

しかしながら、ここで落ち着いて考えてみると、借家の場合はありません。それでは借家

と、借地の場合と借家の場合は、少し状況が違うことが分かります。借地の場合は、賃借人は単に土地を借りるのではなくて、そこに建物を建てて使うことが目的です。そして、建物に投資したわけですが、この投資を回収するためには、借地権の付いている建物を第三者に売らねばなりません。そこでどうしても、借地権の譲渡という話が出てきます。借家の場合は違います。いろいろなケースがありますが、基本的には投資が小さいので、無理に借家権を譲渡する必要はないのです。要するに、いらなくなつたら黙つて返せばよいのです。

こういう理屈が原因で、借地の場合は、譲渡したいときは、裁判所の許可を得る道が作られていますが、借家の場合はありません。それでは借家

権の無断譲渡や転貸は一切が契約解除になるのでしょうか。その前に、そもそもどうして大家に無断で譲渡や転貸をするのでしょうか。それは簡単な理由です。大家に話を持つていけば断られるからです。そして、断つた後で、承諾してほしければ承諾料を払え、あるいは名義変更料を払えということがあります。話を持っていったが最後、借家人は譲渡の事実を自ら認めたことになるのでもう引っこみが付きません。そこで、黙つてやることになります。そこで争いが発生します。

この論理の流れを落ち着いて見ていくと、そこにおのずから全体の方向性が見えてきます。

つまり単なる大家の承諾料回避の場合は、裁判所としてこれは認めるわけにはいかないでしょう。しかしながら承諾を申し出るべきか否かが曖昧な時、これは無断譲渡を一方的に咎めるべきではないという事になります。この辺を頭に入れながら、判例を見て行きましょう。

まずは激しいケースです。昭和二十六年の最高裁の判決です。家屋の賃借人が、一つ一つの部屋に次々と三人の転借人を、大家に無断で権利金までとつて入居させ、最後に一家四人の家族を保証金を取つて同居させ、家屋全部の使用を許していました。裁判所は賃貸借の解除を認めました。昭和三十三年の最高裁の判決は有名なケースです。

閑静な住宅街の賃借建物の二階部分を、賃借人は大家に無断で、アメリカ軍人の愛人、当時の言葉でオンリーに転貸しました。これは一ヶ月にも満たない期間でしたが、元の賃貸借契約の解除が認められました。大家に相談すれば一発で断られそうなので無断で貸したのでしょうかが、そのそのものが大家との信頼関係を破壊しています。